

令和2年9月18日

ご利用団体 各位

千葉県福祉ふれあいプラザ  
統括責任者 西野 雅信

### 施設利用料金の支払い期限について

平素より千葉県福祉ふれあいプラザをご利用いただきありがとうございます。

当プラザでは、本年6月9日から一部条件付きではございますがご利用団体様のご理解ご協力により、感染拡大防止に努められましたことを心より御礼申し上げます。

さて、各施設において施設利用料金の支払期限一部緩和措置をとって参りましたが本年9月1日をもちまして従来の支払期限ルールとなりましたので、改めてご案内申し上げます。引き続き、当プラザ運営にご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 施設利用料金支払期限

- ふれあいホール(ふれあいホール、控室 1,2,3)
  - 文化利用の場合 : 利用日の3か月前の応当日(※注意)
  - 一般スポーツ利用の場合 : 利用日の2週間前の応当日(※注意)
- 第一・第二ギャラリー
  - 利用開始日の3か月前の応当日(※注意)
- 介護実習センター(研修室、介護実習室、工作室、講師控室)
  - 利用日の2週間前の応当日(※注意)

ただし、ふれあいホール文化利用の控室として予約した場合は、利用日の3か月前の応当日となりますのでご注意ください。(※注意)

#### ※注意

- 支払期限前にお支払い頂いた利用料金は、ご利用の如何を問わずご返却できませんのでご注意ください。
- 支払期限を経過した場合、ご利用の如何を問わず利用料金全額のお支払いが必要となります。
- 各利用における利用備品の料金清算は、利用日の当日もしくは2週間以内となります。

#### 各施設における予約内容の変更

- キャンセル、予約時間の短縮  
変更受付が支払期限経過後もしくは既にご利用料金支払済みの場合、利用料金の変更および返金はございません、各施設の支払期限を準用します。
- 利用時間の追加延長、もしくは設備追加  
追加料金をお支払いいただきます、各施設の支払期限を準用します。

なお、ご利用日当日の利用料金お支払い、予約キャンセルは、やむを得ない場合を除き、お控え頂きますよう、何卒ご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上